

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		景観形成助成金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	景観法第7条及び第46条		条例	犬山市景観条例第19条		
	規則等	犬山市景観条例施行規則第11条		要綱	—		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成5年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		平成5年に制定した都市景観条例から平成19年制定の景観条例を経て現在まで、城下町地区において住民の同意を得た地域での修景改修等において、事業費の一部を助成する。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		2,380,000 円	0 円	4,000,000 円	7,000,000 円		
		(1,190,000 円)	(0 円)	(2,000,000 円)	(3,500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		城下町地区で既存又は新築する建築物などを城下町の景観に調和した建築物とすることで、良好なまちなみを形成する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		8,019,063 円			
		うち補助対象経費		8,019,063 円			
		補助対象経費の内訳		魚屋町車山蔵		3,731,463 円	
				外観の変更を伴う修繕			
				川村清一郎邸		4,287,600 円	
外観の変更を伴う修繕							
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の修景(重要)2/3、修景(一般)1/2、新築(一般)1/3			
		補助限度額		300万円(重要)、150万円(修景一般)、100万円(新築一般)、50万円(外構等)			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		景観条例のルールを守るために必要となる事業費の一部を支援することにより、周辺建物と調和する景観を生み出している。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※平成29年度の実績に基づき作成しています。